令和 6 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設·拡充·延長)

(経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課)

-E D			総 日日 ようべこ	こみを代	は歩かにせま	*************************************	ы
項 目	名 ———	電力広域的運営推進机	護関かけ	フ金銭貝	竹耒の収益争 	果かりの除 	<i>ን</i> ኑ
税	目	│法人税 │ 法人税法施行令第 [〔]	5 条第 3 3	項			
要	する事	広域的運営推進機関(業者に対して行う金銭 掲げる業務として行う	貸付(電 金銭貸付	気事業》 業)に1	法第二十八条の いて、法人税	の四十第一: 总法施行令第	項第五号 5 5 条第
望	3 項に	規定する「金銭貸付業 に該当する金銭貸付業	のっち次 から除外	に掲げ [、] する。	るもの以外のヨ	もの」に追	加し、収
Ø							
内			_				
				平年度	の減収見込額	精査中	百万円
容				(制度自	目体の減収額)	(–	百万円)
				(改 正	増減収額)	(–	百万円)
新	(1) 政	策目的					
	再生	可能エネルギーの大量 現するため、多額の資	導入や電 全及び具	力の安置	定供給確保に必要する	必要な大規	模系統整
設	強に係	。 る資金調達環境を整備	並及び及し、我が	国におり	ける大規模電気	力系統整備	を促進す
•	る。						
拡	(2) 施	策の必要性					
充	2050	年カーボンニュートラ					
又	る大規模	供給網のレジリエンス 模な連系線の増強が必	要。この	ため、電	『力広域機関は	:2023年3	月に「広
は	域連系	系統のマスタープラン く方針。	」を策定	とし、今行	後、将来の系統	充整備計画 [:]	を具体化
延		、ハゴ。 ような全国での系統整何	備は、同	マスター	-プランの試算	「によれば終	≋額 6~7
長		の大規模事業となるこ に及ぶこと等により、					
を	達する	ことは困難。このため いて当該計画の実現可	、特に重	要性の	高い系統整備に	こついては、	、建設段
必	を可能	とするための環境整備 立した「脱炭素社会の	が必要。	こうした	と状況を踏まえ	.、第 211	回通常国
要	気事業	立した「脱灰素社会の 法等の一部を改正する る建設資金の貸付業務:	法律」に	基づき、	、電力広域機関		
٤		る建設員並の負的条務 広域機関が電気事業法			-	カの安定供:	給及び再
す	生可能	エネルギー大量導入の 備事業にのみ実施する	観点から	公共性產	が高いと経済的	産業大臣が	認定する
る	目的と	するものではなく、極	めて公共	性の高い	ハ業務である。	このため、	、電力広
理	て、法	が広域系統整備計画を 人税法施行令において					
曲	る。						
Ш							
L	1						

	1		
			6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並 びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
今	・回の要望に関連する事	政に政位策おります。	〇改正電気事業法(第二十八条の四十九・第二十八条の四十) (整備等計画の認定) 第二十八条の四十九 広域系統整備計画(前条第三項又は第五項 の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のも の)に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める 規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配 電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備 又は更新に関する計画(以下「整備等計画」という。)を作 成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に 提出して、その認定を受けることができる。 2・3 (略)
回の要望			(業務) 第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一~五の二 (略) 五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。
に関連			OGX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定) 2. エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組 5) カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備マスタープランに基づき、費用便益分析を行い、地元理解を
9 る 事 項			得つつ、道路、鉄道網などのインフラの活用も検討しながら、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を進める。地域間を結ぶ系統については、今後 10 年間程度で、過去 10 年間と比べて 8 倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み、北海道からの海底直流送電については、2030 年度を目指して整備を進める。さらに、系統整備に必要となる資金調達を円滑化する仕組みの整備を進める。
		政 策 の 達成目標	広域連系系統のマスタープランに基づき、我が国における大 規模電力系統整備を促進する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	期限の定めなし
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の 達 成 状 況	電力広域機関は、2050 年カーボンニュートラル実現も見据えた将来的な電力系統の絵姿として、2023 年 3 月にマスタープランを策定した。今後、マスタープランを踏まえて整備内容を具体化し、個別の計画を策定しながら、中長期的に複数の計画に基づく系統整備を行っていく。現時点では、このうち最初の計画として、北海道と本州をつなぐ海底直流送電網等の整備計画の具体化を進めている。

有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	現時点で電力広域機関から民間事業者への金銭貸付が予定されている計画は1件(北海道~本州間の海底直流送電) 今後、その他の地域においても計画策定が完了次第、系統整備が進んでいくものと見込まれる。
性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本制度の措置により、広域系統整備計画を実施する民間事業者の資金調達が円滑に進むことで、大規模系統整備の促進に繋がる。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	
相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置の 妥 当 性	電力広域機関による金銭貸付は、電気事業法に基づく電力の 安定供給及び再生可能エネルギー大量導入の観点から公共性が 高いとして経済産業大臣による認定を受けた整備事業者に対象 を限定して実施されることとしており、公共性の観点から著し く効果が見込まれる系統整備に限定して支援を行うための制度 設計がなされている。
これまで	租税特別 措 置 の 適用実績	
これまでの租税特別措置の適	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
る事項置の適用実績と効果に	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
効 果 に	前回要望時 の達成目標	

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	_
これまでの 要 望 経 緯	